

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

| 議案番号    | 議案の名称  | 審査結果          | 採決日    |
|---------|--|---------------|--------|
| 議案第161号 | 平成27年度宝塚市一般会計補正予算(第3号)                                       | 可決<br>(全員一致)  | 11月24日 |
| 議案第162号 | 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第3号)                              | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第163号 | 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算(第1号)                            | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第164号 | 平成27年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算(第2号)                                | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第165号 | 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算(第3号)                                | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第166号 | 平成27年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号)                             | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第167号 | 平成27年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第1号)                             | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第169号 | 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について                                     | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第170号 | 宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について            | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 議案第171号 | 宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について | 可決<br>(賛成多数)  |        |
| 議案第176号 | 工事請負契約(市庁舎給排水衛生設備改修工事)の締結について                                | 可決<br>(全員一致)  |        |
| 請願第7号   | 人権に配慮した行政運営についての請願   | 不採択<br>(賛成少数) |        |

## 審査の状況

① 平成27年11月13日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明  
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝  
山本 敬子

② 平成27年11月24日 (議案審査)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明  
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝  
山本 敬子

③ 平成27年12月15日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎三宅 浩二 ○大河内 茂太 岩佐 将志 江原 和明  
大川 裕之 梶川 みさお 寺本 早苗 となき 正勝  
山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第161号 平成27年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

議案の概要

補正後の歳入歳出予算の総額 743億9,212万6千円（5億9,340万円の増額）

歳出予算の主なもの

増額 人件費、財政調整基金積立金、自立支援事業、私立保育所保育実施事業、生活保護事業

減額 執行額の確定などに伴う執行残など

歳入予算の主なもの

増額 国庫支出金 生活保護費負担金

県支出金 保育所運営費負担金

繰入金 財政調整基金とりくずし

繰越金 前年度からの繰越金

繰越明許費の補正

追加 中央公民館整備事業

債務負担行為の補正

追加 道路施設保守管理等委託料ほか9件

地方債の補正

増額 河川整備事業債の限度額

減額 市営住宅整備事業債などの限度額

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 中央公民館の実施設計委託について、当初予算額と入札後の契約額との差額が大きくなった理由は。

答1 実施計画要求時には現在の勤労市民センターの駐車場部分での建設を予定し、RC造4階建て4,000平米で設計を組み、7,328万円の予算を確保した。平成27年6月には現在の勤労市民センターの敷地も含めて建設することとなり、2階建てに変更し再設計したため当初の予定より2千万円ほど減額となった。さらに、入札の結果落札率が34.9%となり、合計5千万円ほどの減額となった。

問2 実施設計委託は、ほかの案件も同様に落札率が低いのか。

答2 通常は指名競争入札であるが、今回は公募型指名競争入札であり、応札業者が多かったためと考えている。

問3 今回の入札に最低制限価格は設けていたのか。

答3 本市では、設計業務委託の入札については最低制限価格を設けておらず、阪神間も同様と聞いている。

問4 最低制限価格を設定していないのは、安ければいいと捉えられかねない。このような入札を続けていることには、問題があるのではないか。

答4 基本設計がしっかりとしていればよりスムーズに実施設計に移行できるため、今回の案件については、応札業者の判断が大きかったのではないか。今後の設計業務において、いかに品質を確保していくかが、市の重要な役割であると認識しており、構造的な安全性や立面図と積算数量に誤差が生じていないかなど、しっかり確認して進めていく必要があると考えている。

問5 職員手当等の増として1億904万4千円計上されている。マイナンバー制度導入や臨時給付金にかかる事務など、職員の時間外手当によるものとのことだが、国の制度による事務の増加であり、1億円を超える時間外手当について補てんはあるのか。

答5 臨時給付金に係る事務については一部あると聞いているが、時間外勤務の増加により交付金がふえることはない。

問6 小学校プール開放事業費減額の理由は。

答6 実施校が少なかったことと、天候不良で実施日数が減ったため。

問7 小学校プール開放事業の実施校が少なかったのはなぜか。

答7 耐震化工事実施のため物理的に開催が難しい学校については予算計上時に実施校数から除いている。昨年のプール開放事業の際、溺れた児童があった。適切な対応により大事には至らなかったが、より安全性を高めるため、学校・PTA・プール開放指導員の3者で事業内容と役割分担等の見直しを行った結果、「そこまでPTAが対応できない」、「昨年の事故もあり実施を見送りたい」等の理由で開催を見送った学校があった。

問8 私立幼稚園1園が認定こども園整備計画を中止した理由は。

答8 平成26年度に認定こども園への移行調査を行い、希望のあった園と協議の上、予算編成をしたが、今年度に入ってから運営に不安があり辞退したいとの申し出があった。協議したが、慰留は困難であった。採算上の問題と聞いており、法人として判断されたと考えている。

問9 マイナンバー制度導入については、これまでにかけた費用と今後かかる費用の積算が必要だと考えるが、現在の状況は。

答9 システム改修費については平成26年度から28年度の3年間で4億5千万円。そのう

ち国から1億5千万円補助があり、結果として3億円の持ち出しとなる。それ以外の費用についての総額は把握していない。

問10 市営住宅維持補修工事費について、国庫補助金減額により工事内容が縮小されているが、縮小した内容とその部分を今後どうしていくのか。

答10 浴槽改修の際設置する給湯器の機能を生かし、洗面化粧台をあわせて更新する予定であったが、国の補助金が58%しか認められなかったため、今回は洗面化粧台の更新を見送ったもの。改修工事は、市営住宅の長寿命化計画に基づき順次実施しており、来年も国へ補助金要望を続けるとともに、今年度見送った部分についても早期に進めていきたいと考えている。

問11 NTN株式会社宝塚製作所跡地道路買収用地の追加取得に伴い用地買収費が増となっているが、既に用地買収されている部分ではないのか。

答11 土地開発公社が先行取得したものを買い戻すものであり、重複するものではない。

問12 NTN株式会社宝塚製作所跡地の民間開発用地に面している県道西宮宝塚線の歩道部分の道路工事の主体と底地の取り扱いは。

答12 当該道路は市が整備するものであり、底地については、権原は市のまま県道認定を受けるものと考えている。

問13 武庫川町の市有地を県に売却するとのことだが、県はどう活用するのか。

答13 歌劇場前交差点の歩道部分であるが、現地には大きな横断歩道橋が設置されており、国道の歩道幅員を確保するべく用地を確保するもの。

問14 その部分に隣接しているウィーン庭園のモニュメントなどの取り扱いは。

答14 ウィーン庭園の部分は、宝塚ガーデンフィールズ跡地開発に伴い阪急電鉄株式会社の土地と交換するため、最終的にはなくなる。ただし、モニュメントなどについては歴史があるものもあり、活用を検討したいと考えている。

問15 公園整備に関する寄附金により市内の公園に健康遊具を設置するとのことだが、計画的に整備していくのか。また、老朽化している子ども向けの遊具の更新は検討しているのか。

答15 今回は国際ソロプチミスト宝塚から寄附を受けたものであり、末広中央公園に設置する予定。また新規公園にはできるだけ健康遊具を設置していく方向。健康遊具の設置は地元からの要望によるものもあるが、子ども向けの老朽化した遊具の更新は、遊具長寿命化計画に基づき順次更新している。

問 1 6 日本の食魅力再発見・利用促進事業を利用し、西谷産や県内産の地場農作物を学校給食の食材にするとあるが、現在の供給量の割合は。

答 1 6 現在、西谷産の農作物は食材の1.67%、県内産は米、鶏肉などで32%であり、米以外で30%を目指す。

問 1 7 米を除いて30%は程遠い目標。これまで、西谷産農作物を使用することは、供給量が圧倒的に不足し難しかったのではないか。

答 1 7 現在、JAや農家の方と調整しており、西谷野菜の生産量はふえてきているが、大きくは進んでいない現状がある。

問 1 8 西谷産農作物を食材とする際、日本の食魅力再発見・利用促進事業補助金を購入費用に利用できないか。

答 1 8 補助金は食材の購入に一部利用することは可能。西谷産を中心に県内産も利用して30%を目指す。

問 1 9 財政調整基金取崩しが7,130万円計上されているが、今年度のとりくずしの状況は。

答 1 9 この12月補正予算後で4億5,795万円余のとりくずしとなるが、平成27年度末の現状見込での基金残高は51億2,353万円。今後、3月補正の不用額の整理や、人事院勧告による補正など未確定な部分があり今後の情勢によってわからないが、最終的には収支均衡を目指す。

問 2 0 10月に発表された財政見通しを見ると、中央公民館の移転や基幹系システムの更新、大規模用地取得後の整備に加え、国民健康保険事業費の累積赤字や下水道事業の厳しい状況など財政調整基金のとりくずしは強まる傾向にあり、一般財源からの捻出は急務であると考えるが対策が見えてこない。人件費も下げづらい状況での今後の対策は。

答 2 0 危機感を持っており、平成28年度当初予算から具体的な行財政改革の対策をとっていかねばならないと考えている。

|      |          |
|------|----------|
| 自由討議 | なし       |
| 討論   | なし       |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>議案番号及び議案名</b>     | 議案第162号 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）  |
| <b>議案の概要</b>         | <p>補正後の歳入歳出予算の総額292億9,669万4千円（4億7,947万1千円の増額）</p> <p>歳出予算の主なもの<br/>         増額 共同事業医療費拠出事業</p> <p>歳入予算の主なもの<br/>         増額 前期高齢者交付金</p>   |
| <b>論 点</b>           | なし   |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> | <p>問1 今回の増額については、共同事業医療費拠出事業の対象に変更があったためと考えるが。</p> <p>答1 従前は1件につき30万円以上のレセプトを保険財政共同安定化事業の対象としていたが、今年度から1件につき1円以上のレセプトが対象となったため、対象拡大による拠出金が増加したものの。</p> <p>問2 新たに補正した理由は。</p> <p>答2 対象の拡大による増加については、保険財政共同安定化事業拠出金を2.71倍、高額医療費共同事業医療費拠出金を2.3%増とそれぞれ見込んでいたが、年度当初の概算支払額が見込み額を上回っていた。</p> <p>問3 今回の増額は制度変更による一時的なものか。</p> <p>答3 今回は制度の大きな改正となったため一時的に増額となった。</p> |
| <b>自由討議</b>          | なし   |
| <b>討 論</b>           | なし   |
| <b>審査結果</b>          | 可決（全員一致）   |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|   |  |
|---|--|
| <b>議案番号及び議案名</b>                          |  |
| 議案第163号 平成27年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第1号） |  |
| <b>議案の概要</b>                              |  |
| 補正後の歳入歳出予算の総額 1億2,224万6千円（95万4千円の減額）      |  |
| 歳出予算の主なもの                                 |  |
| 減額 人件費                                    |  |
| 歳入予算の主なもの                                 |  |
| 減額 一般会計からの繰入金                             |  |
| <b>論 点</b> なし                             |  |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>                      |  |
| 問1  | 平成26年度の医科・歯科の年間受診者数と稼働率、未収金の有無は。   |
| 答1  | 医科については、年間受診者数が2,468人、1日当たり13.1人、歯科については、年間患者数が8,309人、1日当たり36.3人。未収金はなし。             |
| 問2  | 平成26年度の赤字額と累積赤字の額は。  |
| 答2  | 平成26年度の赤字額は4,400万円であり、累積赤字は不明だが例年4,200万円から4,300万円の間で推移している。                          |
| 問3  | 赤字とならない受診者数の積算は。   |
| 答3  | 積算はしていないが、赤字解消には努めなければならないと考えている。受診者数の増加のため、地元自治会への説明やポスターの掲示、パンフレットの全戸配布などPRに努めている。 |
| 問4  | 西谷地域は絶対数が少ない。PRは大切であり頑張ってもらいたい。  |
| 答4  | 医科の受診者の90%、歯科の受診者の45%が西谷地域からという現状から、西谷地域だけにPRしても効果は薄いと考えている。一度、赤字とならない受診者数の積算を検討したい。 |
| <b>自由討議</b>                               | なし   |
| <b>討 論</b>                                | なし   |
| <b>審査結果</b>                               | 可決（全員一致）   |



平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| <b>議案番号及び議案名</b>                      |          |
| 議案第164号 平成27年度宝塚市特別会計農業共済事業費補正予算（第2号） |          |
| <b>議案の概要</b>                          |          |
| 補正後の歳入歳出予算の総額 1億699万8千円（78万3千円の減額）    |          |
| 歳出予算の主なもの                             |          |
| 減額 人件費                                |          |
| 歳入予算の主なもの                             |          |
| 減額 一般会計からの繰入金                         |          |
| <b>論 点</b>                            | なし       |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>                  |          |
| なし                                    |          |
| <b>自由討議</b>                           | なし       |
| <b>討 論</b>                            | なし       |
| <b>審査結果</b>                           | 可決（全員一致） |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|   |                        |
|---|------------------------|
| <b>議案番号及び議案名</b>                            |                        |
| 議案第165号 平成27年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）       |                        |
| <b>議案の概要</b>                                |                        |
| 補正後の歳入歳出予算の総額 179億6,493万6千円（2億5,172万9千円の増額） |                        |
| 歳出予算の主なもの                                   |                        |
| 増額  | 介護給付費準備基金積立金           |
| 減額  | 人件費                    |
| 歳入予算の主なもの                                   |                        |
| 増額  | 繰入金 介護給付費準備基金とりくずし     |
|   | 繰越金 前年度からの繰越金          |
| 減額  | 繰入金 職員給与費等繰入金          |
| 債務負担行為の補正                                   |                        |
| 追加  | デスクトップ型ウイルス対策ソフトウェア使用料 |
| <b>論 点</b>                                  | なし                     |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>                        |                        |
|   | なし                     |
| <b>自由討議</b>                                 | なし                     |
| <b>討 論</b>                                  | なし                     |
| <b>審査結果</b>                                 | 可決（全員一致）               |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|  |          |
|--|----------|
| <b>議案番号及び議案名</b>                         |          |
| 議案第166号 平成27年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算(第1号) |          |
| <b>議案の概要</b>                             |          |
| 補正後の歳入歳出予算の総額 34億7,468万7千円（1億718万7千円の増額） |          |
| 歳出予算の主なもの                                |          |
| 増額 後期高齢者医療広域連合納付金                        |          |
| 歳入予算の主なもの                                |          |
| 増額 前年度からの繰越金                             |          |
| <b>論 点</b>                               | なし       |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>                     |          |
| なし                                       |          |
| <b>自由討議</b>                              | なし       |
| <b>討 論</b>                               | なし       |
| <b>審査結果</b>                              | 可決（全員一致） |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|  |           |
|--|-----------|
| <b>議案番号及び議案名</b>                         |           |
| 議案第167号 平成27年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算(第1号) |           |
| <b>議案の概要</b>                             |           |
| 補正後の歳入歳出予算の総額 3億5,564万2千円 (142万円の増額)     |           |
| 歳出予算の主なもの                                |           |
| 増額 予備費                                   |           |
| 減額 人件費                                   |           |
| 歳入予算の主なもの                                |           |
| 増額 前年度からの繰越金                             |           |
| <b>論 点</b>                               | なし        |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>                     |           |
| なし                                       |           |
| <b>自由討議</b>                              | なし        |
| <b>討 論</b>                               | なし        |
| <b>審査結果</b>                              | 可決 (全員一致) |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|  |  |
|--|--|
| <b>議案番号及び議案名</b>   |  |
| 議案第169号 宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について   |  |
| <b>議案の概要</b>   |  |
| <p>平成27年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の一部が、平成28年1月1日及び同年4月1日に施行されることなどに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>改正の主な内容</p> <p>納税の猶予制度について、地方税法において、徴収金の分割納付などの方法や担保の徴取基準などを条例で定めることとされたことから、規定の整備を行うもの。</p> <p>市たばこ税について、現在、いわゆる旧三級品と呼ばれるたばこには、1,000本あたり5,262円の本則税率より低い1,000本あたり2,495円の特例税率を適用しているが、その特例税率を廃止するとともに、平成28年度から1年ずつ段階的に税率を引き上げ、平成31年度から本則税率を適用することとなるよう、新たな特例措置を設けるもの。</p> <p>いわゆるマイナンバー制度が平成28年1月1日から本格運用されることに伴い、市税に係る減免申請書などの記載事項として個人番号又は法人番号を追加しようとするもの。</p> |  |
| <b>論 点 影響について</b>  |  |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b>   |  |
| 問1   | 改正前の条例と比較すると、改正前は徴収猶予などについては規定なしとなっている。規定がない中で、何に基づいて事務を行っていたのか。 |
| 答1   | 改正前は地方税法上規定がなく実務上あったものを、改正後は各地方公共団体において条例で定めるものとなった。             |
| 問2   | 換価の猶予についても国税では法律で定められていて、市税ではそれに準じて行っていたのではないのか                  |
| 答2   | 国税徴収法に規定があり、地方税もそれに準じて同様の手続きを行っている。                              |
| 問3   | 国税徴収法に準じて行っていたものが条例に規定されることとなり、市民にとって影響はないという理解でいいのか。            |
| 答3   | 基本的に大きな変更はなく、これによって市民に大きく影響があるものではない。                            |
| <b>自由討議</b>  | なし   |
| <b>討 論</b>   | なし   |
| <b>審査結果</b>  | 可決（全員一致）   |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

|                      |  |
|----------------------|--|
| <b>議案番号及び議案名</b>     | 議案第170号 宝塚市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| <b>議案の概要</b>         | 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が平成24年8月22日に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、議会の議員その他非常勤の職員に対する条例に基づく年金としての補償及び休業補償と、他の法律による年金としての給付との調整に関する規定について、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 |
| <b>論 点</b>           | なし   |
| <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> | なし   |
| <b>自由討議</b>          | なし   |
| <b>討 論</b>           | なし   |
| <b>審査結果</b>          | 可決（全員一致）   |

平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

**議案番号及び議案名**

議案第171号 宝塚市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

**議案の概要**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号の利用などに関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

**論 点** なし

**<質疑の概要>**

問1 本条例中別表1に係る事務を他市と比較すると、他市では該当なしとなっている事務が多いがその理由は。

答1 個々の事務について確認はしていないが、市によっては、もともと事務がないもの、事務があったとしても情報連携していない事務もあり、すべて含めて該当なしとしている。

問2 情報ネットワークをつなげればつなげるほど情報漏えいのリスクは高まるのが一番の課題。他市では連携しなくてもできると判断している事務に、宝塚市がマイナンバーを導入する理由は。

答2 今回、本市が連携しようとする事務は既に情報連携している事務であり、情報連携をやめると市民に一定程度の負担が新たに発生するため、それを避けるため現在連携している事務をすべて規定するもの。

問3 現在マイナンバーを利用しなくても連携できている事務を、マイナンバーと連携する必要があるのか。

答3 今回挙げている事務は宝塚市独自の事務で、この中で例えば住民票事務などマイナンバーを利用することになっている事務については条例で規定しなければならず、決して範囲を拡大するものではない。

問4 マイナンバーを付与することで、市民の利益になるのか。

答4 あくまで、現状の利用の中で住民サービスを図っていくものであり、これにより特に住民サービスが図れるものではない。

問5 今後、庁内連携におけるマイナンバーの利用拡大や、国や県との新たな連携も想定される中で、情報漏えい防止の対策はとられているのか。

答5 セキュリティ上の対策として、各自治体がネットワークを通じて自治体間で情報

|  |
|--|
| <p>を交換するデータには、マイナンバーはなく、自治体ごとに割り当てられた符号という番号がある。また、個人を特定できるような住所、氏名、生年月日、性別の4情報も保有していない。</p> <p>一方で各自治体では、従来からセキュリティ対策をとっているが、改めて今回マイナンバーを利用するに当たり、この10月からインターネットと個人情報を扱うシステムの間では、ネットワークを通信できないよう、それぞれ対策をとっている。さらに本市では、来年1月以降は、マイナンバーを扱うネットワークと既存のネットワークを分離することとしており、現在作業中である。</p> |
| <p><b>自由討議</b>      なし</p>   |
| <p><b>討 論</b><br/>(反対討論)</p> <p>討論1    マイナンバー制度については、住民サービスに反映されるなど、市民にとって利益があるかどうかが見えず、情報漏えいのリスクが高まることは否定できない。国の制度ではあるが、全国規模で3兆円以上の費用がかかり、いわゆる電気関係、IT産業関係向けの大型公共事業であり、一昔前のコンクリートによる無駄な公共事業と同様と考える。賛成できない。</p>   |
| <p><b>審査結果</b>      可決（賛成多数 賛成7人、反対1人）</p>   |



平成27年第5回（12月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第176号 工事請負契約（市庁舎給排水衛生設備改修工事）の締結について

議案の概要

老朽化した市庁舎の給排水衛生設備の改修工事を行うため、工事請負契約を締結しようとするもの。

請負金額 3億5,856万円

相手方 伊丹産業設備株式会社

論 点 1 入札について

<質疑の概要>

問1 3億円を超える大きな工事の入札でありながら、結果として応札者は1者であった。市内業者育成の観点から、分割発注などは検討しなかったのか。

答1 工事の内容によっては分離分割発注する場合もあるが、本工事についてはトイレ、給排水、天井の改修等、それぞれ関連性を持った一括工事が望ましいという判断から分割発注としなかった。

問2 設計に際し、工事の分割発注は検討したのか。施工する給排水のエリアごとに分割発注とすればよかったのではないか。

答2 給排水のエリアごとに分割したとしても、給排水とも最終流れていくところは一つにまとまっていくため、漏水等発生した場合の責任の所在が不明確になること、また、分割発注とした場合でも今回の工事については特定建設業許可が必要となり、市内業者で特定建設業の許可を持っているのは1者のみであったため、競争性確保の観点からも一括発注とし、市外業者も対象とした入札参加資格を設定した。

問3 市の入札参加資格の希望工種が管工事である事業者は、何者あるのか。

答3 希望工種の第1希望が管工事である市内業者は16者。そのうち特定建設業許可を有する市内業者は1者であったが、経営事項審査の管工事の総合評定値が今回の工事の基準である870点に及ばなかった。

問4 落札業者の総合評定値と工事实績は。

答4 落札業者の総合評定値は1,187点であり、伊丹市において契約額3億1,710万円の工事施工実績があることを確認している。

問5 以前は、1者応札では入札は成立しなかったのではないか。制度が変わったのか。

答5 平成26年度に学校の耐震化工事を進める上であまりにも不調が多く、耐震化工事の施工に支障をきたすことから、平成26年12月に内規を改正したもの。

**論 点 2** 工事の内容と時期について

**<質疑の概要>**

問1 今回の工事により給水方法が受水槽方式から直圧方式に変更するのか。

答1 使用水量により直圧方式が認められなかったため、変更しない。

問2 受水槽方式を用いている学校の給食室は、使い始めに大量の水を流し水質を確保していると聞く。受水槽方式による水質は確保されているのか。

答2 学校の場合は夏休みなどの長期休暇の後そういった取り扱いをしているが、市庁舎には長期休暇はないため一定の水質は確保できると考えている。

**自由討議** なし

**討 論** なし

**審査結果** 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第7号 人権に配慮した行政運営についての請願

議案の概要

<請願の趣旨>

平成23年11月頃、突然、宝塚市長は■■■■■■■■■■である■■■■氏を詐欺容疑で宝塚警察に刑事告訴しました。

告訴を受けた宝塚警察署は■■氏をはじめ関係者を取り調べ、平成24年12月27日神戸地方検察庁は不起訴を決定しました。

取り調べ際して担当刑事は「こんなことは初めてであり、宝塚市の意図がわからない。」と述べていました。

告訴は不起訴となりましたが、この告訴は地域の知るところとなり、■■氏及び親族は地域から犯罪人としての疑いを持たれ、孫娘は学校で「あんたのおじいさんが悪いことをして警察に呼ばれたらしいな」と言われ、泣いて登校拒否することとなりました。

■■氏は、なぜ告訴されたのかを知るため、弁護士を通じて宝塚市に経過の説明と謝罪を求めましたが、返答はありませんでした。

再三の要請に対して、平成25年3月14日ようやく返答が宝塚市から弁護士に郵送されてきましたが、その内容は、経過の説明と謝罪では無く、告訴の正当性を述べるばかりであり、不起訴になったにもかかわらず、告訴自体には何ら問題はないと、神戸地方検察庁の不起訴決定に不服があるかの内容でした。

市民を突然刑事告訴し、不起訴の決定が出ても謝罪も説明もなく、自らの正当性のみを主張する。刑事告訴されるだけでも相当な精神的苦痛を伴います、さらに刑事に取り調べられ、ようやく不起訴になっても謝罪も説明もしない、宝塚市には人権感覚がないのでしょうか？

宝塚市は平成8年3月に人権尊重都市を宣言しております。今回の刑事告訴と不起訴後の宝塚市の対応は人権尊重都市宣言とは相反するものと考えます。

平成26年6月議会に同趣旨の陳情を提出し、総務常任委員会において審査されましたが、資料が乏しく、判断できないとして可否同数の上委員長判断により不採択となりました。

その後、宝塚市情報公開審査会の決定により告訴に関する膨大な内部資料が公開され、告訴の内容が明らかとなりましたので、改めて請願を提出させていただきました。

宝塚市は不起訴決定の事実を重く受け止め、■■氏に謝罪と説明を行い、■■氏および家族の人権回復のために手立てを講じて下さい。

<請願の項目>

- 1 不起訴決定を重く受け止め、■■氏に謝罪と説明をして下さい。
- 2 ■■氏の人権回復のために手立てを講じて下さい。

**<質疑の概要>**

問1 当局に確認したい。紹介議員から提出された資料は、どういう請求に基づいて今回開示されたのか。

答1 請求者の個人情報にかかわるため回答できない。

なお、本請願の審査については、委員長から秘密会とする旨発議があり、この発議を全員一致で可決し、以降の審査については秘密会とした。

**討 論**

**(反対討論)**

討論1 秘密会での審査で質疑をし、精査した結果、反対すべきと判断した。

**(賛成討論)**

討論2 当然採択すべきと判断し、賛成する。

**審 査 結 果** 不採択 (賛成少数 賛成2人、反対6人)